

令和7年3月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第318号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年2月4日

判 決

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告 X は、原告 A に対し、137万7250円及びこれに対する令和2年1月12日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 被告 X は、原告会社に対し、123万7000円及びこれに対する令和2年7月16日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 被告 X は、原告 B に対し、253万円及びこれに対する令和2年9月25日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 4 原告 A、原告会社及び原告 B のその余の請求はいずれも棄却する。
- 5 原告 C、原告 D、原告 E 及び原告 F の請求はいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、これを6分し、このうち5を原告らの負担とし、その余は被告安田の負担とする。
- 7 この判決は、第1項ないし第3項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告らは、原告 A に対し、連帯して372万9000円及びこれに対する令和2年1月12日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 被告らは原告会社に対し、連帯して247万5000円及びこれに対する令和2年7月16日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 被告らは、原告 B に対し、連帯して506万円及びこれに対する令和2年9月25日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 4 被告らは、原告 C に対し、連帯して128万7000円及びこれに対する令

和元年12月27日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

5 被告らは、原告 D に対し、連帯して12万6500円及びこれに対する令和2年9月25日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

6 被告らは、原告 E に対し、連帯して12万6500円に及びこれに対する令和2年9月18日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

7 被告らは、原告 F に対し、連帯して125万4000円及びこれに対する令和2年10月31日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

10 第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、暗号資産及び外国為替を用いた資産運用を行う会社に投資をした（以下「本件投資」という。）原告らが、被告 X 及び被告会社に対して、次のとおり求めている事案である。

15 (1) 被告 X に対して

原告らに対して投資の勧誘をした被告 X には、虚偽の事実を述べて勧誘した詐欺行為並びに投資先の会社の運用実態や経営状態に係る調査確認義務違反があったと主張して、故意による不法行為（民法709条）若しくは過失による不法行為又は共同不法行為の幫助責任（民法709条、719条2項）に基づく損害賠償請求として、原告らが交付した投資金相当額及び弁護士費用相当額の支払を求めると共に、投資資金を交付させた日（不法行為日）の翌日又はそれより後の日から支払済みまで、民法所定の割合（原告 A 及び原告 C については、平成29年法律第44号による改正前の民法）による遅延損害金の支払を求めている。なお、原告らの請求額及び請求額の内訳は以下のとおりである。請求額の内訳は（ ）内に投資額、弁護士費用の順に記載する。遅延損害金の起算点は、第1「請求」に記載のとおりである。

原告 A 372万9000円 (339万、33万9000円)
原告会社 247万5000円 (225万円、22万5000円)
原告 B 506万円 (460万円、46万円)
原告 C 128万7000円 (117万円、11万7000円)
原告 D 12万6500円 (11万5000円、1万1500円)
原告 E 12万6500円 (11万5000円、1万1500円)
原告 F 125万4000円 (114万円、11万4000円)

(2) 被告会社に対して

被告 X に加担した被告会社には、被告 X と共に原告らに対し、共同不法行為責任又は共同不法行為の幫助責任若しくは会社法600条(被告 X は被告会社の代表社員)に基づく損害賠償請求として、被告 X と連帯して、被告 X に対する請求と同種同額の支払を求めている。

2 前提事実(当事者間に争いがないか、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

ア 原告 A と被告 X とは、ロータリークラブの知り合いで、仕事上の付き合いもあった。(甲69、乙1)

イ 被告 X は、被告会社の業務執行社員兼代表社員を務め、及び
は、被告会社の業務執行社員を務めている。被告 X が経営する被告会社、合資会社、合同会社 は本件投資のアカウントを有している。(甲23、弁論の全趣旨)

ウ 被告 X は、一般社団法人
の代表理事を務めている。なお、同社の主たる事務所は岐阜市 で、被告会社が所有しているビル(以下「本件ビル」という。)内にある。(甲28、29、31)

(2) ゲインスカイ・インベストメント（以下「ゲインスカイ」という。）は、英国領バージン諸島で登録され、ドイツに本部がある、大手資産管理及びトレーディングサービス提供企業であるとされている。（甲4、18）

(3) リーガル・コア・マーケット（以下「リーガルコア」という。）は、バヌアツ共和国金融庁に認可された証券会社であるとされている。

関東財務局は、令和3年4月28日、リーガルコアに対し、金融商品取引法上の登録をせずに、インターネットを通じて店頭デリバティブ取引の勧誘を行ったとして警告をした。（甲16～18、弁論の全趣旨）

(4) ゲインスカイのホームページは、令和4年1月13日、サイトが停止・消滅して、出金も連絡もできなくなった。（甲15の1、15の2、弁論の全趣旨）

3 争点

(1) 被告×による勧誘行為が詐欺行為として違法か否か（故意による不法行為責任の有無）

(2) 被告×による勧誘行為について、調査確認義務違反の有無（過失による不法行為責任又は幫助責任）

(3) 被告会社の不法行為責任（共同不法行為責任又は幫助責任）の有無

(4) 被告会社の会社法600条に基づく責任の有無

(5) 過失相殺の有無及び程度

(6) 損益相殺の可否

(7) 損害額

4 争点に対する当事者の主張

(1) 被告×による勧誘行為が詐欺行為として違法か否か（故意による不法行為責任の有無）

（原告らの主張）

被告×は、原告らに対し、別紙不法行為一覧の「勧誘行為」欄記載の日時、場所、各勧誘行為記載のとおり勧誘行為を原告らに対して行い、原告らは、

これに起因して同別紙「現金受領行為」欄記載の日時、場所及び交付方法にて、同別紙「損害」欄記載の交付額記載の金員を被告×又はゲインスカイの職員に対して交付し、同額の損害を被った。

ゲインスカイの投資プログラムは、月利約3～9%（年利36～108%）という通常あり得ない破格の高配当を謳うもので、また、「紹介ボーナス」「グループボーナス」とう名目で高率の紹介料の支払を行うシステムになっていたことなどからすれば、顧客からの投資金を他の顧客への償還資金等に流用する自転車操業又はいわゆるポンジスキーム（「利益の還元」や「配当」等を装い、多数の者から資金を集めるが、実際には、それを運用する事業や運用対象となる物品が存在しないか、形骸化又は著しく不足しており、別の者から集めた資金の一部を他の者に分配する構造になっている詐欺的商法のこと。）であって、実体のない、破綻必至の違法な商品であった。しかし、被告×は、これまで、本件投資に関するセミナーを頻繁に開催し、原告らを含む多数人に本件投資の勧誘行為を繰り返すなど、本件投資の紹介を超えて、投資意欲を煽ったとみるべき言動をしていた。

以上のように、被告×は、本件投資が実体のない、破綻必至の違法な商品で、紹介者には高利のボーナスを支払うマルチ商法であることを認識していたのにも関わらず、あたかも本件投資により破格の運用益が得られるかのように別紙不法行為一覧記載のとおり原告らに申し向けるなどして、その旨、原告らに誤信させ、多額の金員を出捐させた。

よって、被告×の上記勧誘行為は、詐欺行為として違法である。

（被告らの主張）

別紙不法行為一覧に関する被告らの認否は、同別紙「被告らの認否」欄記載のとおりである。その余は否認し争う。

被告×は、本件投資の手續を代行したということもなく、原告らの投資行為に一切関与していない。

(2) 被告 X による勧誘行為について、調査確認義務違反の有無（過失による不法行為責任又は幫助責任）

（原告らの主張）

被告 X は、本件投資の勧誘に日常的に関与して、本件投資について原告ら以外にも多数の出資勧誘を行っていた。また、本件投資は、一般に馴染みのない新奇性の高い取引であるから、被告 X は、原告らに対し、本件投資の出資勧誘を行うに当たっては、本件投資の実情、仕組み、リスク等の説明内容について虚偽がないか等について調査確認すべき義務及び不測の損害を被らせない信義則上の義務があった。しかし、被告 X は、これを怠り、原告らに対し、別紙不法行為一覧記載のとおり、あたかも破格の利益が確実に得られるかのよう

10

に、安易に申し向けて、多額の金員を交付させた結果、原告らに多額の被害を生じさせたのであるから、過失による不法行為責任又はゲインスカイ及びリーガルコアによる違法な詐欺的投資勧誘（不法行為）を援助、助長したものとして、民法719条2項に定める共同不法行為の幫助責任に基づき、損害賠償義務を負う。

15

（被告らの主張）

否認し争う。理由は以下のとおりである。

ア 勧誘行為について

別紙不法行為一覧に関する被告らの認否は、同別紙「被告らの認否」欄記載のとおりである。被告 X が、原告らを勧誘したことはなく、原告らが自発的に本件投資を希望したに過ぎない。原告 A については、本件投資をやってみないかと紹介しただけである。原告 B 及び原告 C については自ら本件投資をやってみたいと申し出てきたため、これを受けて被告 X が説明したに過ぎない。原告 D 及び原告 F が本件投資をした契機は知らない。

20

イ 調査確認義務違反について

被告 X は、ゲインスカイの従業員でも、役員・株主でもなく、あくまで

25

一般の投資家の立場であるから、本件投資の詳細までは知らず、本件投資について、原告らに対して調査・確認義務を負うことはない。

原告 A については、被告 X との間に情報量の格差はなく、被告 X と同等の立場であるといえる。また、原告 B については、原告 D や原告 E に対して被告 X が原告 B に対してなした説明と同様の説明をしている。よって、原告 A、原告会社及び原告 B の被告らに対する請求は認められない。

なお、被告 X は、調査確認義務を負わないものの、ゲインスカイを紹介する者として、原告らに対し、投資である以上損害が発生することを説明した。

(3) 被告会社の不法行為責任（共同不法行為責任又は幫助責任）の有無

(原告らの主張)

被告会社は、被告会社所有の本件ビル内において本件投資のセミナーを行い、その業務執行社員兼代表社員である被告 X や業務執行社員である

が本件投資に関する勧誘・説明や本件投資に関する資金管理を援助・助長し、原告らに現金を交付させ、多額の資金を集める商法に加担したものとして、被告 X と共同不法行為責任又は共同不法行為の幫助責任を負う（民法 709 条、719 条 1 項、2 項）。

(被告らの主張)

否認し争う。

(4) 被告会社の会社法 600 条に基づく責任の有無

(原告らの主張)

被告会社は、その代表社員である被告 X が、被告会社所有の本件ビル内において、被告会社の業務執行社員（ ）らと共同して、本件投資のセミナーを開催し、原告らに対して本件投資を勧誘して、同所において原告らから本件投資にかかる資金（以下「本件投資金」という。）名目で現金

を交付させたことについて、会社法600条に基づき、原告らに与えた損害の賠償義務を負う。

(被告らの主張)

否認し争う。

8 (5) 過失相殺の有無及び程度

(被告らの主張)

原告らは、自ら何ら調査・確認することなく、また、消費者センターに同様の苦情相談が多数寄せられており、高利を謳う眉唾物のマルチ商法の可能性があることを認識していながら、安易に本件投資をしたのであるから、重大な過失がある。特に、原告Bや原告Cは、自ら本件投資について被告Xに説明を求めるなどして自身で機会を作出しており、その過失は大きい。

(原告らの主張)

否認し争う。被告Xの違法行為の重大性に鑑みれば、原告らの帰責性は小さい。

15 (6) 損益相殺の可否

(被告らの主張)

原告らが、本件投資により得た利益は、損益相殺されるべきである。

(原告らの主張)

否認し争う。

20 本件投資の勧誘行為等は、詐欺に該当する違法な行為であり、反倫理的行為に該当するから、原告らに、本件投資により利益を得たとしても(原告Aは44万2750円が返金されている。)、損益相殺または損益相殺的な調整をすることは許されない。

(7) 損害額

25 (原告らの主張)

ア 原告Aについて

本件投資金名目で交付した339万円及び弁護士費用33万9000円
の合計372万9000円

イ 原告会社について

本件投資金名目で交付した225万円及び弁護士費用22万5000円
の合計247万5000円

ウ 原告 B について

本件投資金名目で交付した460万円及び弁護士費用46万円の合計5
06万円

エ 原告 C について

本件投資金名目で交付した117万円及び弁護士費用11万7000円
の合計128万7000円

オ 原告 D について

本件投資金名目で交付した11万5000円及び弁護士費用1万150
0円の合計12万6500円

カ 原告 E について

本件投資金名目で交付した11万5000円及び弁護士費用1万150
0円の合計12万6500円

キ 原告 F について

本件投資金名目で交付した114万円及び弁護士費用11万4000円
の合計125万4000円

(被告らの主張)

否認し争う。

第3 当裁判所の判断

1 被告 X の原告 A 及び原告会社に対する不法行為(争点(1)及び(2))につい
て

(1) 認定事実

前提事実、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

ア ゲインスカイにおける日本での取引は、令和元年に始まったとされている。

ゲインスカイが発行したパンフレットにおいて、本件投資の仕組みは、以下のとおりとされていた。(甲4、13、14、18～22、49、弁論の全趣旨。主な証拠は後掲のとおり。)

(ア) 顧客は、まず、ゲインスカイのアプリケーションでアカウントを開設し、ゲインスカイを通じてリーガルコア(運用資金を管理する証券会社)にビットコインで入金する。(甲18・13頁)

(イ) リーガルコアは、入金を確認すると、顧客名で口座を提供し、顧客はゲインスカイの4つのトレーダーチームから1つを選択し、当該チームがリーガルコアの顧客口座と連携して、口座内の金員を20日間(1つのトレーダーチームは80日間)で短期運用する。(甲18・15～17、25頁)

(ウ) 運用により顧客が得る利益は、運用益及び手数料であり、平均すると約4～6%である。リスクは限定されており、投資額の3～8%程度である。(甲18・16、25頁)

(エ) ゲインスカイによる運用後、リーガルコアは1万ドル当たり25ドルのエクステンジ・リベート(取引手数料)をゲインスカイに支払うため、ゲインスカイはそれを同社と顧客に分配する。分配の方法については、取引回数に応じて異なり、30回目までは、顧客が10ドル、ゲインスカイが15ドルを受け取り、それ以降はゲインスカイが25ドル受領する例がある。(甲18・13、18頁)

(オ) 運用益の分配には4つの方法(CP、CR、RP、TDP)がある。

CP、CRについては、例えば、6%の運用益があった場合、1万ドルを投資した顧客には、20日間の運用でCP(キャンペーン・プロフィット・最大35トレード)が3%分(300ドル)入り、また、CR(キャンペーン・リベート・トレード毎US\$10)が3%(300ドル)入り、

結果として、自身の運用益として6% (600ドル) が入る。

RP、TDPについては、上の例において、当該顧客が直接紹介した下位者が1万ドルを投資し、双方共に同じ運用益(例えば6%・600ドル)を得た場合、RP(リワード・プラン・最大50%)として、自身の運用益(600ドル)のほかに、下位者の利益(600ドル)の50%分(300ドル)が入る。また、TDP(チームプログラム・最大50%)として下位者の利益37.5パーセント分(225ドル)が入る。結果として、当該顧客には、自身の運用益(600ドル)のほかに、下位者の運用益(600ドル)の87.5%(525ドル)が入る。なお、上記例は、下位者が1階層下の者だけの例であり、下位者が増えれば、その下位者の利益も入ることとなる。下位者の利益が自身に入る、その率は、投資額によって異なるが、1万ドルの場合、2・3階層下、4階層下、5～8階層下で、それぞれ当該階層の者の利益の15%、7.5%、3.75%が入ることとなる。なお、ランクが上がると、さらに下の階層からのRPやTDPが入る仕組みとなっている。(甲21・3～5頁、被告×尋問調書31、32頁)

(カ) 出金は、ゲインスカイのメンバーポータルを通して行うが、実際の資金はリーガルコアから支払われ、出金方法は、BTC(ビットコイン・仮想通貨)、USDT(テザー・仮想通貨)、プリペイドカード(銀聯カード)であり、USDTを選択した場合には海外の仮想通貨取引所を利用する必要がある。(甲22)

(キ) 顧客にはランキングタイトルがあり、自己投資額並びに紹介した者の地位及び投資額により、ゴールド、プラチナ、ダイヤモンド、ゴールドクラウン、ロイヤル、プレジデントの順にランキングが上がり、各ランクが定める条件を取得することができる。

ロイヤルのランクになるためには、直接紹介のファンド総額40万ドル、

自己投資10万ドル以上、4つのグループにゴールドクラウン各1名の条件を満たす必要がある。報酬として、TDPがアップグレードされ、かつ、ポルシェ718ボクスター、メルセデスベンツSLC300、BMW・Z4のいずれかを取得できる。

5 なお、被告Xは、令和2年4月、当時4名しかいなかった「ロイヤル」のランキングを得ていた。また、被告Xの傘下には約680～750名の会員がいた。(甲21、6頁、甲42・1枚目、甲43・11頁、甲46・3頁、被告X尋問調書19、20、32、33頁)

10 イ 原告Aと被告Xとは、ロータリークラブでの知り合いで、仕事上の付き合いもある。また、原告Aと被告Xとは、原告Aの弟が被告Xの大学の後輩であることなどから、被告Xを先輩、原告Aを後輩とするような関係性だった。そのため、被告Xは、原告Aの私的な相談を受けることもあり、原告Aは、被告Xの自宅へよく赴いていた。なお、原告Aの本件投資以前の投資経験は、投資信託ぐらいだった。

15 一方、被告Xは、20～30年程前から投資を始め、その頃から不動産投資の経験があったところ、令和元年9月頃から、大学の後輩であるから勧められ、本件投資を始めた。被告Xは、本件投資について、相当額の投資を行った。

20 被告Xは、本件投資について、最初は、マルチ商法やねずみ講のようなものだと思ったが、アフェリエイトというインターネットの広告費用のようなものだと説明され、問題ないと思った。

25 なお、被告Xは、第三者に本件投資を紹介し、当該第三者が被告Xを紹介者として本件投資を行い、利益が出た場合には、その利益に所定のパーセンテージを乗じた分が、被告Xの手数料として被告Xのリーガルコア口座に入ることと認識しており、また、実際に口座に入った。(前提事実(1)ア、乙1、原告A尋問調書1頁、被告X尋問調書1～3、28、33、

34頁、弁論の全趣旨)

ウ 被告 X は、令和元年11月27日、「金作」という名称のライングループ
を立ち上げて（以下「本件ライングループ」という。）、原告 A、及び
（被告会社業務執行社員）を招待し、原告 A は、同日、これに参
加した。なお、本件ライングループは、本件投資の参加者を増やす目的で作
成された。本件ライングループは、本件投資への参加者を対象とする情報発
信専用で、管理者を含めた数人がコメントし、それ以外の参加者のコメント
を控えることや質問は個人アカウントに送ることとされており（令和2年1
1月20日ほか。同括弧内の日付は、本件ライングループへの投稿日を示す。
以下同じ。）、主な情報発信者は、被告 X 及びゲインスカイの日本マネ
ージャーと称する だった。なお、被告 X は、本件投資について、「X
グループ」のリーダーであった（令和元年12月1日）。

本件ライングループでは、本件投資のためのセミナーの告知や募集が行わ
れ、セミナーの参加条件として本件ライングループへの参加が必要とされて
いた（令和2年9月17日ほか）。本件ライングループの投稿によれば、各グ
ループのリーダーがセミナーの予約者の管理、質問への対応、特典のツアー
旅行者へのサポートなどを行うこととされていた（令和元年12月17日、
12月28日ほか）。

被告 X は、本件ライングループにおいて、ゲインスカイから発信された
とする情報を転送するほか、自身でもセミナーへの参加の呼びかけ（令和元
年12月19日、令和2年2月14日ほか）、セミナーへの参加者のとりま
とめ（令和2年1月5日ほか）、被告 X の下に届いた特典の案内（令和2年
1月8日、2月12日ほか）、本件投資への参加者の特典のとりまとめ、案内
や受け渡し（令和2年6月19日、25日、28日、7月7日ほか）、本件投
資の参加者からの質問への対応（令和元年12月3日、令和2年3月1日ほ
か）、ゲインスカイのシステムトラブルの案内（令和2年10月12日ほか）、

新規参加者の本件ライングループへの招待（令和元年12月5日ほか）などを行っていた。

なお、被告 X は、令和元年12月10日、本件ライングループで、ゲインキャピタル・ジャパン株式会社（ゲインスカイの日本法人として紹介していることがうかがえる。）が、関東財務局に登録されている旨の投稿をした。

（甲24、32、33、35、50、61、64、原告 A 尋問調書25頁）
エ ゲインスカイの日本マネージャーと称する は「
という名称のライングループを立ち上げ、被告 X はそのメンバーとなっていた。

同ライングループは、「全国有数の特に大きな組織を持つリーダー（代表者）の方および、常に責任感を持ってグループの問題解決に取り組みサポートに尽力頂いている方を対象に…G a i n s k y の最先端の情報をいち早く共有し、ZOOMミーティング等での積極的なディスカッションを通して、アイデアを具現化していく事で、G a i n s k y のサービスをより良く、更に着実に安定したプラットフォームへと進化させる事」を目的とし、タイトル状況、月々のセールス、T o t a l A U M（組織規模）の進行状況、独自セミナーの有無、傘下の者からの意見等につき本部が審査を行い、「現在アクティブである」と総合的に判断された者のみ参加が可能であった。同グループへの参加者は、令和2年9月8日時点で182名だった。（甲62）

オ セミナーや説明会について

本件ビル内や被告 X の自宅では、本件投資に関するセミナーや説明会が行われ、本件投資金名目で現金授受がなされた。被告 X もセミナーや説明会で講師を務めて本件投資に関する説明を行い、本件投資金名目で、セミナーや説明会の参加者から多額の現金を手渡しで受け取ることも多々あった。被告 X は、自宅での説明会を頻繁に開催し、被告 X の自宅に訪れた者に本件投資のパンフレット（甲4、21など。）のデータを掲載したパワーポイ

ントを使用して説明会を行った。被告 X の自宅には、本件投資に関し、被告 X 自身が記憶しきれないほど多数の受講者が訪れ、また、現金カウンターで計測することが必要なほど、多数の受講者からの多額の現金授受をし、また、これを保管していた。([枝番を含む] 甲 4、21、24～27、31、38、57、65、原告 A 尋問調書 14～16、被告 X 尋問調書 9、13～15、23～25、31、37、51～53 頁、弁論の全趣旨)

カ 原告 A による令和元年 11 月 26 日の本件投資について

被告 X と原告 A とは、令和元年 11 月 26 日、被告 X の自宅から被告 X の車に乗って、名古屋東急ホテルで開催される本件投資に関するセミナーに赴き、出席した。なお、道中、原告 A は、被告 X に伴われて、銀行に立ち寄り、1 日の限度額の 50 万円を出金した。

会場では、本件投資に関するセミナーが開催され、原告 A は、被告 X と共にセミナーを受講した。同セミナーではパンフレット（甲 4 の一部と同様のもの。）が配布された。同パンフレットには、前提事実(2)及び認定事実ア(イ)ないし(オ)記載とほぼ同様の説明が記載されており、出金に関しては、資産のロックダウンはなく、いつでも出金できることなどが記載されていた。その場では、概ねこれに沿った説明がなされた。

原告 A は、その場で、被告 X が持参していた現金 65 万円を借り入れた上で、同日準備した 50 万円を併せて、ゲインスカイの職員に 115 万円を交付した。

このようにして、原告 A は、被告 X を紹介者として、被告 X の直接の下位者として本件投資を行うこととなった。このため、被告 X は、被告 X のアカウント番号を入れたメールを原告 A に送信し、原告 A は、被告 X の援助を受けて原告 A の携帯で本件投資に必要なアプリの登録を済ませた。原告 A は、アプリの登録等を済ませたところ、ゲインスカイ又はリーガルコアから上記交付額と同額の金員を領収した旨の通知を受信し

た。

被告 X は、同日のセミナーからの帰りに、原告 を含めた複数名で食事をし、翌 27 日、本件ライングループを作成した。

なお、原告 A は、同日、被告 X に対して 65 万円を返済した。(甲 4～6、69、乙 1、2、原告 A 尋問調書 2～5、8、9、25、27、41、43、44 頁、被告 X 尋問調書 4、27、28、42、46、47 頁、弁論の全趣旨)。

キ 原告 A による令和 2 年 1 月 11 日の本件投資について

原告 A は、前記オの一度目の本件投資以降も、継続的に被告 X の自宅に出入りしていた。原告 A は、自身の預金口座から令和 2 年 1 月 6 日から 10 日までの間に合計 230 万円を出金した。(甲 7、69、原告 A 尋問調書 10 頁)

ク 原告会社による令和 2 年 7 月 15 日の本件投資について

原告会社は、令和 2 年 7 月 9 日及び 10 日に、自身の預金口座から合計 225 万円を出金した。(甲 8、9)

ケ 原告 A は、令和 2 年 4 月から 10 月にかけて、本件投資に関する自身の口座から、合計 44 万 2750 円を出金した。(原告 A 尋問調書 29 頁)

(2) 被告 X の不法行為 (争点 (1) 及び (2)) について

ア ゲインスカイ又はリーガルコアの不法行為責任について

本件投資は、リーガルコアの口座に資金を預けてゲインスカイに運用を依頼するだけで、20 日間で平均 4～6% の運用益及び手数料を取得し、しかも、他の顧客を紹介すればするほど利益を得る仕組みになっている (認定事実ア)。このように、20 日間で 4～6% の運用益及び手数料を顧客に配当するということは、年利に換算すると 73～109.5% の配当をするということとなる。さらに、顧客が直接紹介した下位者がいる場合には、最低でもその者の運用益の 87.5% を得ることができるというのである (認定事

実ア)。このような高率な配当を行うことができる取引をゲインスカイが継続的に行うことは経済常識的に考え難い。また、本件投資に関する説明資料には、ゲインスカイ及びリーガルコアという会社があたかも堅実で信用性があるかのような記載や高率の利益取得の確実性を強調し、また、その利益配分の仕組みに関する説明の記載はあるものの、肝心の、その利益を得るためのメカニズムや資金の運用方法に関する具体的な記載がない（前提事実(2)、(3)、認定事実ア、甲4、18～22）。以上によれば、本件投資のプログラムは、投資の実体を欠き、又は、破綻必至の詐欺的な商法であるにも関わらず、ゲインスカイ及びゲインスカイの投資資金を管理するリーガルコアは、その利益の確実性のみを強調して本件投資を勧めて多額の資金を取得したと認めるのが相当であり、原告らに対して不法行為責任を負うといえる。

イ 争点(1) (故意による不法行為責任の有無) について

被告 X は、令和元年11月27日、ゲインスカイの投資に係る情報提供を目的とする本件ライングループを立ち上げ、本件投資に関する情報発信、セミナーへの参加呼びかけ、質問への対応、会員への特典のとりまとめや受渡し等を行い、また、自宅や本件ビルにおいて説明会やセミナーを実施し、ときには本件投資のためのアプリ登録を手助けするなど（認定事実ウ、オ、カ、弁論の全趣旨）、積極的に本件投資の勧誘や拡散を行った。その結果、被告 X は、本件投資の会員のうち、リーダー的存在の会員と判断された者のみが参加できるライングループのメンバーとなり、また、傘下に多数の者（約700名前後）を配するまでとなり、令和2年4月には、当時4名しかいなかったとされる「ロイヤル」のランキングを得た（認定事実ア～オ）。

しかし、被告 X がゲインスカイ又はリーガルコアの経営者側の人物又は従業員であるとまで認めるに足りる証拠はない。また、被告 X が原告らに対して本件投資をするよう働きかけをした当時、被告 X 自身が相当額の投資をしていたこと（認定事実イ、被告 X 尋問調書2頁によれば被告 X は

本件投資に5千数百万を投資し、出金できたのは120万円程度。)、自身の自宅や自身が代表者を務める被告会社が所有し、自身が代表者を務める会社の主たる事務所が所在する本件ビルにおいて本件投資のセミナーや説明会を行っており(前提事実イ、ウ、認定事実オ)、本件投資が詐欺行為であることを認識した上で行う行為としてはあまりに無防備であることからすれば、原告A及び原告会社に本件投資を勧めた当時、本件投資プログラムに運用の実体がないことを被告Xが認識していたとまでは認めることはできないから、被告Xに、原告A及び原告会社に対する、故意による詐欺行為(不法行為)があったとまでは認められない。

ウ. 争点(2)(過失による不法行為責任又は幫助責任の有無)について

被告Xは、金融商品取引業者ではなく、金融商品取引について専門知識や経験を有していたとまでは認められないが(認定事実イ、弁論の全趣旨)、前記ア判断のとおり、本件投資が実体を欠く破綻必至の詐欺的商法であることは、冷静に考えてみれば当然に思い至るべきところである。実際、被告自身も、本件投資について、当初はマルチ商法やねずみ講のようなものだと考えていた(認定事実イ)。

そうであるにもかかわらず、被告Xは、次のとおり、原告A及び原告会社が本件投資を行うよう、積極的な働きかけを行った。

(ア) 原告Aによる令和元年11月26日の本件投資について

被告Xは、原告Aが令和元年11月26日の本件投資に至るまでの間、原告Aに対し、「寝ているだけでお金が増える」などと持ちかけ、自分自身が実際に1万ドルの本件投資をして20日間で700ドルの利益が出たなどとその利益を強調した説明をして、原告Aに投資意欲を引き出すように働きかけた(乙1、原告A尋問調書2頁、被告X尋問調書4頁)。被告Xは、同日には、わざわざ原告Aを自身の自宅へ呼び寄せて「100万円持ってきたか?」と尋ね、金員を持参していない原告A



に対して、すぐに現金を工面するよう指示をした上、本件投資のセミナー会場へ被告 X の車に乗せて同行し、道中、銀行に立ち寄り出金を促し、実際に出金までさせた（認定事実カ、甲 69、原告 A 尋問調書 3 頁）。以上のような被告 X の言動は、強制とまでは認められないものの、原告 A

と被告 X が後輩と先輩のような間柄であることを踏まえれば（認定事実イ）、原告 A が異を唱えにくく、また、移動手段から考えても行動が制約された状況を被告 X が作出したといえる。

被告 X は、本件投資のセミナー会場では本件投資の説明を聞く原告 A に付添い、「これはやらない手はないぞ」などと申し向けて原告 A が本件投資を決意するように煽り（甲 69）、65 万円もの現金を持参して、その場で直ちに原告 A に貸し付けた上（認定事実カ）、原告 A がゲインスカイの社員に現金を交付する場に立ち会い、原告 A が本件投資のためのアプリの登録を行えるよう手助けを行った（認定事実カ）。以上のとおり、被告 X は、原告 A の先輩のような存在として信頼を寄せられ、頼られている立場を利用して、原告 A を本件投資に前向きになるように煽る一方、本件投資に必須の現金の準備の指示及び貸付を行い、また、断りにくい状況を作成し、ゲインスカイの職員の説明の援助もした。さらに、被告 X は、アプリの登録の手助けなど、本件投資に関する手続が円滑に進むように立ち回っていたといえる。

この点、被告らは、被告 X が本件投資について原告 A に対してなした説明や発言は「20 日間で 1 万ドル入れたら 700 ドルの利益が出た」「やったらどうか」程度であった旨主張し、被告 X はその旨供述する。しかし、紹介者がいないと本件投資のためのアカウント登録ができず（被告 X 尋問調書 7 頁）、資金の準備自体も、本件投資にかかる同日のセミナーの開催を被告 X が伝えられて始めて知った原告 A（被告 X 尋問 27 頁、弁論の全趣旨）が自発的に行うとも思えないこと、自身の紹介に

より原告 A が本件投資を行うことで、自身に大きな利益があることを被告 X が自身が認識しており（認定事実イ）、原告 A による本件投資がなされることについて被告 X に動機があることなどを踏まえれば、前記認定に係る原告 A の供述は自然で信用でき、これに反する被告 X の供述は信用できない。

(イ) 原告 A による令和 2 年 1 月 11 日の本件投資について

被告 X は、前記(ア)の原告 A による本件投資の後、被告 X の自宅に出入りを続ける原告 A（認定事実キ）に対し、「投資額を増やせ」「仲間を増やせ」などと度々勧めるようになった。また、「1年後には倍になるぞ」と原告 A を煽り、これを裏付けるものとして本件投資に関する被告 X 作成の投資金が増加していくシミュレーション表（甲 41 と同様の表）を見せて、1年後に倍になるとの被告 X の言葉に信憑性があるかのように見せかけた上、「これはやらない手はないぞ」などと申し向け、追加投資を促すなどした（以上の事実について、認定事実キ、甲 69、原告 A 尋問調書 9～11、25～39 頁）。以上のような被告 X の言動は、前記(ア)ですでに本件投資を行い、本件投資へのハードルが下がっている原告 A に本件投資の追加を決断させるには十分に積極的な言動であったといえる。

そして、原告 A が、令和 2 年 1 月 6 日から 10 日までの間に 230 万円を自身の預金口座から出金したこと（認定事実キ）、被告 X の供述を前提としたとしても、被告 X は、原告 A が、ゲインスカイの職員に現金を渡す場面に立ち会っていたこと（被告 X 尋問調書 46 頁）、被告 X が、本件投資金名目で、現金を受領することが多々あったこと（認定事実オ）などを踏まえれば、原告 A が、甲 69 の陳述書で供述するとおり、上記出金額のうち 224 万円を、ゲインスカイの職員又は被告 X に手渡したものと推認できる。

被告らは、被告 X が上記認定のような、原告 A に本件投資の追加を決断させるような言動はしていない旨主張し、被告 X はその旨供述する。しかし、被告 X の供述によっても、被告 X は、原告 A に対して、本件投資の説明や、シミュレーション表（甲 4 1 と同様の表）を使用して、投資した結果が将来どのようなようになるのかについて説明したことがある（被告 X 尋問調書 8、31 頁）。シミュレーション表を原告 A に見せる被告 X の動機が追加投資を促し自身の利益に繋げることに以外に見出し難いことなどを踏まえれば、前記認定に係る原告 A の供述は自然で信用でき、これに反する被告 X の供述は信用できない。

(7) 原告会社による令和 2 年 7 月 15 日の本件投資について

被告 X は、前記 (7)、(1) の原告 A による本件投資の後、原告 A に対し、「これは余りにすばらしいもんや」「自分の下に会社のアカウントを作れ」「会社を自分の下につける」「自分の下に会社をつければその会社の利益の、会社が 20 日間運用した利益の 75% なり 80% が自分に入ってくる」「お前は人を誘わないから、会社を自分の下につけて大きく増やせ」などと言うようになった（甲 6 9、原告 A 尋問調書 13 頁）。以上のような被告 X の言動は、前記 (7) 及び (1) ですでに本件投資を行い、本件投資へのハードルが下がっている原告 A に対し、原告会社として本件投資の追加を決断させるのに十分に積極的な言動をしたといえる。

そして、原告 A が、原告会社の預金口座から、令和 2 年 7 月 9 日及び同月 10 日に合計 225 万円を出金したこと（認定事実ク）、被告 X の供述を前提としたとしても、被告 X は、原告 A が、原告会社の本件投資金として、ゲインスカイの職員に現金を渡す場面に立ち会っていたこと（被告 X 尋問調書 46 頁、弁論の全趣旨）、被告 X が、本件投資金名目で、現金を受領することが多々あったこと（認定事実オ）などを踏まえれば、原告 A が、原告会社の本件投資金として、上記出金額 225 万円を、

ゲインスカイの職員又は被告 X に手渡したものと推認できる。

被告らは、被告 X が上記認定のような、原告 A に原告会社として本件投資を決断させるような言動はしていない旨主張し、被告 X はその旨供述する。しかし、前記(ア)及び(イ)で認定の背景等に鑑みれば、前記認定に係る原告 A の供述は自然で信用でき、これに反する被告 X の供述は信用できない。

- (エ) 以上のとおり、被告 X が、原告 A 及び原告会社による本件投資により、自ら経済的利益を得る立場にあり、また、本件投資の実現に向けて積極的に行動して重要な役割を果たしたといえることからすれば、被告は、信義則上、原告 A 及び原告会社に損害を与えないように、ゲインスカイの状況や金融商品取引業者の登録の有無、本件投資に係るスキームの実際の運用状況等を調査するなどして、本件投資に係るスキームの実体や安全性について調査・確認し、安全性が確認できない場合にはその投資を積極的に促さないという注意義務を負うと解される。しかし、被告 X には、これを怠り、ゲインスカイの投資プログラムについて危険性を過少に述べ、安全性やメリットを強調して、原告 A 及び原告会社に本件投資を行わせた過失があるといえる。そして、前記(ア)の本件投資については、被告 X が、ゲインスカイの職員による原告 A に対する本件投資の勧誘行為を援助し、本件投資金の授受が滞りなく行われるよう支援し見届けたと認められる。また、前記(イ)、(ウ)の原告 A 及び原告会社の本件投資については、被告 X 自身が原告 A 及び原告会社の投資への決断を後押しし、本件投資金の授受が滞りなく行われるよう支援し見届けたと認められる。以上によれば、被告 X の上記各行為は、ゲインスカイ及びリーガルコアの不法行為と客観的な関連共同性があるといえるから、原告 A 又は原告会社による本件投資金の交付がゲインスカイの職員に対してなされたものであったとしても、被告 X は、少なくとも過失によってゲインスカイ及びリー

ーガルコアの原告 A 及び原告会社に対する不法行為を幫助したと認めるのが相当である。

したがって、被告 X は、原告 A 及び原告会社の前記(ア)ないし(ウ)の本件投資について、過失による不法行為の幫助責任を負うものと認められる。

- 5
- (オ) 被告らは、被告 X はゲインスカイやリーガルコアの従業員ではないから、ゲインスカイ及びリーガルコアの財務状況や金融商品取引業の登録状況に係る公的資料を収集することはできず、このような資料を収集する義務を課すことは法が不可能を強いることになる旨主張する。しかし、被告 X は、原告 A が自身の傘下として本件投資を行うことにより自ら経済的
- 10
- 利益を得ることを重視し、安全性を確認したわけでもないにも関わらず、その利益の確実性を強調して本件投資を行うよう積極的に働きかけること自体に過失があるといえるから、被告 X の上記主張は採用できない。
- (カ) 被告らは、原告 A は、被告 X と同等の立場といえるから、原告 A の被告 X に対する請求は認められない旨主張する。確かに、原告は本件
- 15
- ライングループにも初期メンバーに名を連ね（認定事実ウ）、ラインでの情報発信も行い（甲 3 2・令和元年 1 2 月 8 日、乙 3）、原告 C を本件投資に誘うよう被告 X を促しその利益を期待する（乙 4、原告 A 尋問調書 4 0 頁）などしており、ある程度積極的に本件投資に関わっていた側面
- 20
- はある。しかし、本件投資において、被告 X の被紹介者かつ下位者として、被告 X からの促しにより本件投資に及んでいることは前記認定判断のとおりであり、また、本件ライングループの立上人でありその主な情報発信者の 1 人である被告 X（認定事実ウ）と異なり、原告 A は、本件
- 25
- ライングループにおいてほとんど情報発信していないなど（弁論の全趣旨）、本件投資において原告 A が被告 X と同等とは言い難い。さらに、下位者の存在する本件投資の参加者であれば、誰であれ被害者であり加害

者であるという側面を持つ以上、被告 X が指摘する点は、原告 A が勧誘行為等を行った原告 A の下位者との関係で解消されるべきもので、被告 X の原告 A に対する責任を否定する根拠となるものではない。

6 (キ) 被告らは、被告 X の原告らに対する言動に関する録音データや金銭授受に関する証拠がない点をしきりに指摘する。しかし、被告 X の言動に疑問を持っていない場合に原告らが被告 X の言動を録音していなくて不自然ではない。また、本件投資について、被告 X 自身が多額の現金を受領した場合にも領収書を発行せず、預かった現金を自らゲインスガイに現金のまま運ぶなどしているというのであり (被告 X 尋問調書 4 9～5 3 頁)、金銭授受に関する客観的証拠がないことが不自然とはいえない状況である。そうである以上、単に客観的証拠がないことの指摘をもって、
10 上記認定が覆るものではない。

2 被告 X の原告 B に対する不法行為 (争点(1)及び(2)) について

(1) 認定事実

15 前提事実、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

ア 原告 B と被告 X は、同じロータリークラブに所属する知人で、令和 2 年頃には仕事関係のやり取りもあった。原告 B の投資経験は、株式取引程度で、本件投資前に仮想通貨による投資経験はない (原告 B 尋問調書 1 頁、被告 X 尋問調書 3、4 頁、弁論の全趣旨)。

20 イ 原告 B は、令和 2 年 7 月から 10 月までの間、何度か被告 X の自宅に赴いた。被告 X は、その際、甲 4、21 のパンフレットと同様のデータが掲載されたパワーポイントを使用して、本件投資に関し、概ね前提事実(2)、
25 (3) 及び前記 1 認定事実アと同様の説明をした。被告 X は、原告 B に対して本件投資について説明する際、リスクについても一応は言及する一方、甲 4 1 と同様の、本件投資により投資額が増加していくシミュレーションを見せた。なお、原告 B は、被告 X の自宅に出入りする際、被告 X が、

説明会の後、説明会の参加者から多額の現金を受領している様子も見た。(原告 B 尋問調書 1～7、12 頁、被告 X 尋問調書 6、8、43 頁、弁論の全趣旨)

ウ、令和 2 年 8 月 1 日

原告 B は、令和 2 年 8 月 1 日に、被告 X の自宅を訪問し、本件投資金として 115 万を持参した。被告 X は、原告 B に対し、「やるかやらんかは、あんたが決める」と言った。

本件投資のアカウントの登録は、紹介者がいないとできないことから、被告 X は、原告 B の携帯電話を利用して行うアカウント登録を一緒に手伝って行った。アプリの登録等を済ませたところ、原告 B の元には、リーガルコア又はゲインスカイから登録されたという画面を表示したメールが届き、上記本件投資金額と同額がアカウントに入ったとして、携帯の画面上に表示されるようになった。(原告 B 尋問調書 1～4、7～10、13、14 頁、被告 X 尋問調書 7、8 頁、弁論の全趣旨)

エ、令和 2 年 9 月 24 日

原告 B は、令和 2 年 9 月 24 日、被告 X に対して 345 万円を手渡した。(原告 B 尋問調書 9 頁)

(2) 被告 X の不法行為 (争点(1)及び(2)) について

ア 争点(1) (故意による不法行為責任の有無) について

前記 1 (2)ア、イの認定判断と同様、ゲインスカイ及びリーガルコアは、原告 B に対して不法行為責任を負うものの、被告 X に、原告 B に対する、故意による詐欺行為 (不法行為) があったとまでは認められない。

イ 争点(2) (過失による不法行為責任又は幫助責任の有無) について

(ア) 原告 B は、令和 2 年 7 月以降、何度か被告 X の自宅に出入りするようになった (認定事実イ)。被告 X の自宅には、被告 X から本件投資について説明を受け、多額の現金を被告 X に交付する者が出入りし、また、

多額の現金や多額の現金を数えるための現金カウンターがあるなど（認定事実イ、前記1認定事実オ）、本件投資により多額の利益が得られるかのように見える環境だった。そのような中、被告 X は、原告 B に対し、パワーポイントを使用して、概ね前提事実(2)、(3)及び前記1認定事実アのとおり
5 の説明を行った。被告 X は、同説明の際、一応リスクについても言及し、「やるかやらんかは、あんたが決めるろ」などと原告 B の意思を尊重するかのような態度を示しており（認定事実イ、ウ）、本件投資を強要したとまではいえない。しかし、被告 X は、同年8月1日に原告 B が本件投資に至るまでには、本件投資により利益が出るかのようにみえる環境下で、
10 前提事実(2)、(3)及び前記1認定事実アの内容の説明に加え、本件投資におけるシミュレーション表を見せて、ほぼ確実に利益が出るように原告 B に思い込ませて本件投資を誘引し、原告 B から、本件投資に関する投資資金115万円を受領した（認定事実イ、ウ、弁論の全趣旨）。被告 X は、
15 その上で、本件投資に必要とされる、原告 B の携帯電話を利用して行うアカウント登録を手伝って行うなど（認定事実ウ）、本件投資に関する手続が円滑に進むように立ち回った。また、被告 X は、同年9月24日の原告 B の本件投資については、「300万円以上だと月8%になるぞ」「やるならこっちだよ」など申し向けて原告 B を煽り（甲70、原告 B 尋問調書8頁）、1回目の本件投資により、本件投資へのハードルが下がった原告
20 B に対して300万円以上の追加投資を勧めて本件投資の追加を決断させ、同年8月1日同様、本件投資金として345万円を受領した。このように、被告 X の上記各行為及び原告 B による上記各投資行為のいずれをみても、原告 B による本件投資の実現に向けて、被告 X が積極的に行動して重要な役割を果たしていたといえる。

25 以上のとおり、被告 X が、原告 B による本件投資により、自ら経済的利益を得る立場にあり、また、本件投資の実現に向けて積極的に行動して

重要な役割を果たしたといえることからすれば、被告 X には、信義則上、原告 B に損害を与えないように、ゲインスカイの状況や金融商品取引業者の登録の有無、本件投資に係るスキームの実際の運用状況等を調査するなどして、本件投資に係るスキームの実体や安全性について調査・確認し、安全性が確認できない場合には積極的に本件投資を促さないという注意義務を負うと解される。しかし、被告 X には、これを怠り、ゲインスカイの投資プログラムについて危険性を過少に述べ、安全性やメリットを強調して、原告 B に本件投資を行わせた過失があるといえる。そして、被告 X が、原告 B に対して本件投資の説明や誘引行為をし、本件投資金の授受やアカウント登録など、実質的にゲインスカイの窓口となるような行動を行ったと認められる。以上によれば、原告 B による上記各投資に関する、被告 X の行為は、ゲインスカイ及びリーガルコアの原告 B に対する不法行為と客観的な関連共同性があるといえるから、仮に、被告 X が原告 B から受領した本件投資金をゲインスカイの職員に手渡していたとしても、被告 X は、少なくとも過失によってゲインスカイ及びリーガルコアの原告 B に対する不法行為を幫助したと認めるのが相当である。

- (イ) 被告らは、被告 X が上記認定のような、原告 B に本件投資やその追加を決断させるような言動はしていない旨主張し、被告 X はその旨供述する。しかし、被告 X の供述によっても、被告 X は、原告 B に対して、前提事実(2)、(3)及び前記1認定事実アのような説明をしており(被告 X 尋問調書6、43頁)、また、本件投資金が増加していくシミュレーション表(甲41と同様の表)を使用して、将来における投資結果であるかのような説明をした(被告 X 尋問調書31頁)。このような各説明を行う被告 X の動機が、本件投資を促し自身の利益に繋げる以外に見出し難いことなどを踏まえれば、前記認定に係る原告 B の供述は自然で信用でき、これに反する被告 X の供述は信用できない。

(ウ) なお、被告らは、ゲインスカイやリーガルコアの従業員ではないから、ゲインスカイ及びリーガルコアの財務状況や金融商品取引業の登録状況に係る公的資料を収集することはできず、このような資料を収集する義務を課すことは法が不可能を強いることになる旨主張する。しかし、被告×は、ゲインスカイやリーガルコアの従業員でないにもかかわらず、原告Bの本件投資に関し、本件投資の詳細な説明、本件投資金の授受、アカウント登録の援助など、ゲインスカイの窓口となるような言動を行っていた。そうであれば、原告Bが自身の傘下として本件投資を行うことにより自ら経済的利益を得ることを重視し、安全性の確認のないままに利益の
5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995

(エ) 被告らは、原告Bが本件投資に興味を持ったきっかけが、原告Aが勧誘したことによる旨主張する。しかし、仮に被告ら主張の事実があったとしても、被告×自身が上記のとおり、原告Bによる上記各投資について重要な役割を果たしたことに変わりがなく、被告×の責任を否定する理由にはならない。

(オ) 被告らは、原告Bが、原告Dや原告Eに対して本件投資について説明していたことを指摘して、原告Bは、被告らに対して不法行為責任を請求できない旨主張する。しかし、被告×が指摘する点は、原告Bが勧誘行為等を行った原告Bの下位者との関係で解消されるべきもので、被告×の原告Bに対する責任を否定する根拠となるものではない。

3 被告×の原告Cに対する不法行為（争点(1)及び(2)）について

(1) 認定事実

前提事実、各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

ア 原告Cは、平成30年頃、原告Aと共にいた被告×と知り合い、知り合った当日、被告×の自宅に招待されて訪れた。その後も、原告Cは、

被告 X、原告 A ほか1名の4名で会食をし、何度が被告 X の自宅に遊びに行っていたところ、被告 X は、原告 A の促しにより、令和元年12月頃、原告 C を、本件投資のセミナーへ誘った。(被告 X 尋問調書12頁、弁論の全趣旨)

5 イ 原告 C は、令和元年12月25日、自身の預金口座から125万円を出金し、同月26日、ゲインスカイの名古屋会場に行ってセミナーに参加し、117万円を交付した。(被告 X に対してなのか、ゲインスカイの職員に対してなのかは争いがある。甲30、弁論の全趣旨)

10 ウ 被告 X は、令和元年12月26日、原告 C を本件ライングループに招待し、原告 C は同日、本件ライングループに参加した。(甲35、原告 A 尋問調書12頁)

(2) 被告 X の不法行為(争点(1)及び(2))について

ア 争点(1)(故意による不法行為責任の有無)について

15 前記1(2)ア、イの認定判断と同様、ゲインスカイ及びリーガルコアは、原告 C に対して不法行為責任を負うものの、被告 X に、原告 C に対する、故意による詐欺行為(不法行為)があったとまでは認められない。

イ 争点(2)(過失による不法行為責任又は幫助責任の有無)について

20 上記認定事実によれば、被告 X と原告 C には接点があるものの、被告 X が、原告 C との関係で、ゲインスカイ又はリーガルコアの不法行為を援助、助長する言動をしたとまではいえない。また、上記認定を超えて、被告 X が原告 C に対して本件投資をするよう働きかけたことを認めるに足りる証拠はないから、被告 X が、原告 C に対し、過失による不法行為責任又は幫助責任を負うことを認めるに足りない。

4. 被告 X の原告 D・原告 E・原告 F に対する不法行為(争点(1)及び(2))
25 について

被告 X が、原告 D、原告 E 及び原告 F に対して本件投資をするよう働

きかけたこと及び同人らが本件投資金を被告 X、ゲインスカイ又はリーガルコアに交付したことを認めるに足りる証拠はないから、被告 X が、原告 D、原告 E 及び原告 F に対し、故意又は過失による不法行為責任を負うことを認めるに足りない。

5 被告会社の責任（不法行為責任、会社法600条に基づく責任・争点(3)及び(4)）について

原告らは、被告会社が被告 X と共に共同不法行為責任又は共同不法行為の幇助責任及び会社法600条に基づく責任を負う旨主張する。

しかし、上記1ないし4のとおり、被告 X が不法行為責任を負うのは原告 A、原告会社及び原告 B に対してのみであり、同人らに対する被告 X の行為は被告会社所有のビル内で行われたわけでもなく、その他、被告会社が不法行為責任を負うことを認めるに足りる証拠もない。また、被告 X がその職務を行うについて原告 A、原告会社又は原告 B に損害を加えたことを認めるに足りる証拠もない。

15 以上より、被告会社は原告らに対して責任を負わない。

6 争点(5)（過失相殺の有無及び程度）について

前提事実及び認定事実によれば、ゲインスカイによる投資プログラムは投資の実体を欠く又は破綻必至の詐欺的商法であることは、投資経験の有無にかかわらず、冷静に考えてみれば容易に推測することが可能であったといえる。しかし、原告 A、原告会社及び原告 B は、自身で何ら調査することもなく、又、疑念を抱きつつ、目下の所は利益が得られるであると断じて本件投資を行ったといえる（原告 A 尋問調書27、32～34、37頁、原告 B 尋問調書6、8、14、23、24頁、弁論の全趣旨）。そうであれば、原告 A、原告会社及び原告 B については、被告 X と同質の過失があるといえるから、被告 X による上記積極的な促しがあったことを考慮してもなお、損害の公平な分担の観点から、原告 A、原告会社及び原告 B に生じた損害の5割につき、過失相殺を行うの

が相当である。

7 争点(6) 損益相殺の可否について

原告 A は、本件投資金として、自身のリーガルコアの口座から44万2750円を出金している。(前記1 認定事実ケ)

そして、本件投資のスキーム自体は、破綻必至の詐欺的商法であるものの、原告 A が受領した同金員は、ゲインスカイ又はリーガルコアが、原告から金員を詐取するための手段として交付したようなものではなく、また、被告 X の原告 A に対する働きかけが社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為であったとまでいえず(最高裁平成20年6月10日第3小法廷判決・民集62巻6号1488頁参照)、損益相殺等の対象として、同金員の額を原告 A の損害額から控除することが民法708条の趣旨に反するとまではいえない。

そうであれば、原告 A が交付を受けた上記金員はこれを損益相殺するのが相当である。

8 損害額(争点(7))について

(1) 原告 A は、被告 X の行為により合計339万円を、原告会社は225万円を、原告 B は460万円をそれぞれ被告 X 又はゲインスカイの職員に交付し、同額の損害を被ったものと認められる。なお、原告 A 、原告会社及び原告 B は、本件投資の当初から、本件投資には疑問を持っており、一定期間運用したら本件投資金を引き上げようと思っていたことが認められる(原告 A 尋問調書27、32~34頁、原告 B 尋問調書6、14頁)。しかし、原告 A 、原告会社及び原告 B のいずれも、被告 X の説明により、一定期間であれば確実に利益が上がるとは考えていた(原告 A 尋問調書37頁、原告 B 尋問調書8、23、24頁)。また、原告 A 、原告会社及び原告 B は、被告 X による本件投資をすることへの働きかけの直後から本件投資を始めており(前記1 認定事実カ~ク、前記2 認定事実ア~エ)、追加投資をしたのも、被告 X からシミュレーション表を見せられるなどの被告 X からの働きか

けが大きく影響しているといえることを踏まえると(前記1(2)ウ、前記2(2)イ)、追加投資分も含めて被告 X の行為と原告 A、原告会社及び原告 B の損害との間には相当因果関係が認められる。

(2) 過失相殺

上記6の判断のとおり、原告 A、原告会社及び原告 B のいずれについても、5割の過失相殺をするのが相当である。

その結果、原告 A については169万5000円、原告会社については112万5000円、原告 B については230万円の損害が生じたといえる。

(3) 損益相殺

上記7の判断のとおり、原告 A について、44万2750円の損益相殺をするのが相当である。

その結果の原告 A の損害額は125万2250円(169万5000円-44万2750円)となる。

(4) 弁護士費用

原告 A、原告会社及び原告 B が弁護士に委任して本件訴訟を提起追行していることは記録上顕著な事実であり、被告 X の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、原告 A について12万5000円、原告会社について11万2000円及び原告 B について23万円と認めるのが相当である。

(5) まとめ

以上によれば、原告 A の損害総額は137万7250円、原告会社については123万7000円、原告 B については253万円となる。

第4 結論


以上によれば、その余の争点を判断するまでもなく、原告 A、原告会社及び原告 B の請求については主文の限度で理由があるからその限度でこれらを認容し、同人らのその余の請求並びに原告 C、原告 D、原告 E 及び原告 F の請求にはいずれも理由がないからこれらの請求を棄却することとして主文の

とおりに判決する。

岐阜地方裁判所民事第2部

6

裁判官

井口 礼華 



(別紙)

当事者目録

6 岐阜市

原告 告 A

(以下「原告 A」という。)

岐阜市

原告 告 有限会社

(以下「原告会社」という。)

10

同代表者代表取締役 原告 告 A

岐阜市

原告 告 B

(以下「原告 B」という。)

15 岐阜市

原告 告 C

(以下「原告 C」という。)

岐阜市

原告 告 D

(以下「原告 D」という。)

20

広島県

原告 告 E

(以下「原告 E」という。)

岐阜市

原告 告 F

(以下「原告 F」という。)

25

上記7名訴訟代理人弁護士

正 木 健 司

岐阜市

被 告

×

(以下「被告×」という。)

5. 岐阜市

被 告

合 同 会 社

(以下「被告会社」という。)

同 代 表 者 代 表 社 員

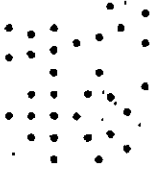
被 告 ×

上記2名訴訟代理人弁護士

横 山 哲

以 上

10



不法行為一覧

原告名	勧誘行為			現金受領行為			損害 交付額	被告らの認否
	日時	場所	各勧誘行為	日時	場所	交付方法		
原告 A	R1.10.15	被告 X の自宅	「投資チームを選択し、20日毎に投資すれば月利3~9%利益が出る。」「これはやらないではないぞ」などと言った。	R1.11.26	名古屋東急ホテル (ゲインスカイの セミナー会場)	ゲインスカイの 職員に手渡し	115万円	・被告 X が言ったのは、「やったらどうか。」程度 ・原告 A が現金をゲインスカイの職員に渡したことは認める。
	R1.11.26	被告 X の自宅等	「名古屋で面白いセミナーがあるから来い」といって被告 X の自宅に呼び寄せ、すぐに金を準備させた。その後、セミナー会場まで連れて行き、ゲインスカイのセミナーに参加させた上で「これはやらない手はないぞ」などと言った。					
	R1.12	被告 X の自宅	「投資額を増やせ」「仲間を増やせ」ゲインスカイの投資のシミュレーション表を見せて「1年後には倍になる」「これはやらないではないぞ」	R2.1.11	被告 X の自宅	被告 X に手渡し	224万円	否認する。
原告会社	会うたび		「会社のアカウントをつくれ。」「会社を自分の下につける。」「お前は人を誘わないから、会社を自分の下につけて大きく増やせ。」などと言った。	R2.7.15	被告 X の自宅	被告 X に手渡し	225万円	否認する。
原告 B	R2.7中旬頃以降	被告 X の自宅	モニターを使い、説明会を開催し「ゲインスカイの投資は、投資チームを選んで金額を設定するだけです。」「金になりますよ。」「いつでも簡単に下ろせる」「大垣共立銀行の人もやっているから大丈夫」などと言った。セミナーの後に参加者が本件投資を行うための登録をして、現金を被告 X に渡していた。	R2.8.1	被告 X の自宅	被告 X に手渡し	115万円	・投資を強く勧めた事実なし。 ・左記金額の現金受領は認める。ただし、預かった現金はゲインスカイの職員に手渡した。
	R2.8以降		本件投資における被告 X のシミュレーション表を見せて、「こんなに増えるぞ」「月3%は利息がつくぞ」「やるならやとけ」などと言った。 「300万円以上だと月8%になるぞ」「やるならこっちだよ」と言い、300万円以上投資するように勧めた。					
原告 C	R1.12.18	被告 X との会食の場	「お金が増えていくぞ。ねずみ講では全くない。」と言い、117万円の準備を指示した。	R2.12.26	名古屋駅近くのレンタルオフィス (セミナー会場)	被告 X に手渡し	117万円	・勧誘の事実否認。難波を勧誘していたのは原告 A。 ・現金受領否認。現金交付の相手方はゲインスカイの職員。
原告 D	R2.9.24	被告 X の自宅	モニターを使ってゲインスカイの仕組みやリーガルコアとの関係について説明をした。「それぞれのチームを選択し、毎月20日毎に投資をすれば、月利3~9%の利益が入る。」「カードを作成すればいつでも出金可能である」「投資額が増えれば、携帯電話、海外旅行、高級時計、高級外車ももらえる。」などと言った。パソコンのシミュレーションを見せ、「1年もすれば、元が取れる。」「自分の下に他人をつければ、さらに紹介ボーナスが入り、資産が増える」などと言った。	R2.9.24	被告 X の自宅	被告 X に手渡し	11万5000円	・勧誘の事実否認。 ・現金受領否認。
原告 E	R2.9.17 (原告 B の紹介)	被告 X の自宅	ゲインスカイの投資について説明をした。「投資チームの中から赤・青・黄のどれかを選んで投資金額を設定するだけであり、投資金額が多ければ緑の投資チームも選べるようになる。」「緑は絶対に負けないし、利回りもとても良い。」「紹介特典があり、知人に紹介すれば資産が増える」などと言った。	R2.9.17	被告 X の自宅	被告 X に手渡し	11万5000円	・勧誘の事実否認。 原告 A が紹介していた。 ・現金受領否認。
原告 F	R2.10		原告 F は、同僚から、被告 X のセミナーの内容を聞いた(R2.10)。同僚から原告 A を紹介され、原告 A から説明を聞いた(R2.10.26)。	R2.10.30		原告 A が、R2.10.29に原告 F から受領した現金を、被告 X に手渡し。	114万円	・勧誘の事実否認。 ・現金受領否認。

これは正本である。

令和7年3月17日

岐阜地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 中 神 隆 太